

座間市マスコットキャラクター「ざまりん」着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、座間市マスコットキャラクター「ざまりん」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象事業)

第2条 着ぐるみの貸出しの対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 市が主催する事業
- (2) 市が委託、共催又は後援する事業
- (3) 自治会、NPO法人、社会福祉法人等の公共的団体（法人格がないものを含む。）が開催する事業のうち、収益を上げることを目的として開催するものでない事業
- (4) 民間企業等の団体が開催する事業のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催する事業
- (5) その他市長が認める事業

(貸出し対象者)

第3条 着ぐるみの貸出しの対象者は、前条に規定する事業を行う者とする。

(貸出しの申込等)

第4条 着ぐるみの貸出しを希望する者（以下「使用者」という。）は、「ざまりん」着ぐるみ貸出し申込書（第1号様式）（以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市が申請者の場合は、申込書の提出を省略することができる。

2 前項の申込みの期間は、原則として使用希望日の属する月の3箇月前の初日から使用希望日の7日前までとする。

(貸出しの承認)

第5条 市長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、受付順にその内容を審査し、貸出しの可否を「ざまりん」着ぐるみ貸出し承認通知書（第2号様式）（以下「承認通知書」という。）により、使用者に通知するものとする。ただし、前条第1項ただし書の規定により申込書の提出を省略した場合は、承認通知書の交付を省略し、その他の方法で通知することができる。

2 市長は、申込書の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出しの承認をするものとする。

- (1) 市及び市民活動の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用されるおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、団体を市が公認、支援しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。

- (6) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないものと認められるとき。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する営業に使用するとき。
- (8) その他市長が不適当な使用と認めたとき。

(貸出しの期間)

第6条 着ぐるみの貸出しの期間は、原則として5日間以内とする。

(費用の負担)

第7条 着ぐるみの貸出しが、無料とする。

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用方法のみに使用すること。
- (2) 貸出しの期間及び返却日を守ること。
- (3) 着ぐるみの搬出と搬入は使用者が行うこと。
- (4) 座間市マスコットキャラクター「ざまりん」着ぐるみ使用マニュアルに基づき、正しく使用すること。
- (5) 座間市マスコットキャラクター「ざまりん」のイメージを損なう使用をしないこと。
なお、イメージは別表のとおりとする。
- (6) 着ぐるみの使用によって発生した事故等については、使用者の責任で適切に処理すること。
- (7) その他市長が付した条件に従って使用すること。

(貸出しの承認取消し)

第9条 市長は、使用者が着ぐるみを使用するに当たり、前条に違反していると認めるとときは、「ざまりん」着ぐるみ貸出し承認取消し通知書（第3号様式）により貸出しの承認を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により貸出しを取り消された者は、貸出し承認取消し通知があった日以後、着ぐるみを使用してはならない。
- 3 使用者は、第1項の規定により貸出しの承認を取り消された場合、使用者に損害が生じても市長は、その責任を負わない。

(原状回復)

第10条 着ぐるみを破損し、又は汚損したときは、使用者の責任と負担により、市長の指示に従い、修理、修復、クリーニングその他必要な処置を行い、原状に復さなければならぬ。

(市長の責任)

第11条 着ぐるみの使用により使用者が受けた被害又は使用者が第三者に与えた損害に対して市長は、一切その責任を負わない。

(その他の事項)

第12条 この要領に定めるものほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月20日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年　月　日

「ざまりん」着ぐるみ貸出し申込書

宛先　座間市長

団体名
使用者　住 所
(代表者) 氏 名
連絡先

「ざまりん」着ぐるみを使用したいので、次のとおり申し込みます。

イ ベ ン ト 名			
イ ベ ン ト 内 容	※内容が分かる資料、チラシなどを添付		
使 用 方 法	※ざまりんの役割を記入		
使 用 場 所			
使 用 期 間	年　月　日	～	年　月　日
引 渡 希 望 日	年　月　日	午前・午後	時
返 却 予 定 日	年　月　日	午前・午後	時
連 絡 先	担当者：	連絡先：	
添 付 書 類	1 企画書等（開催日時、場所、内容、スケジュールが分かるもの） 2 その他参考になるもの		

本申込みに当たり、以下について誓約します。

- 1 座間市マスコットキャラクター「ざまりん」着ぐるみ貸出要領を遵守します。
 - 2 座間市マスコットキャラクター「ざまりん」着ぐるみ使用マニュアルを遵守します。
- ※上記内容を確認の上、ざまりんのホームページ等でざまりんのスケジュールとして掲載することがあります。

第2号様式（第5条関係）

年　月　日

「ざまりん」着ぐるみ貸出し承認通知書

様

座間市長

年　月　日付けで申し込みがありました、「ざまりん」着ぐるみの貸出しについて、次のとおり決定しましたので通知します。

許可内容

- 1 決定区分 承認
 不承認
(理由：)

使用条件

- 1 「ざまりん」着ぐるみ貸出し申込書どおりに使用すること。
- 2 座間市マスコットキャラクター「ざまりん」着ぐるみ貸出要領を遵守すること。
- 3 座間市マスコットキャラクター「ざまりん」着ぐるみ使用マニュアルを遵守すること。

第3号様式（第9条関係）

年　月　日

「ざまりん」着ぐるみ貸出し承認取消し通知書

様

座間市長

年　月　日付けで通知しました、「ざまりん」着ぐるみの貸出しの承認については、次の理由により取り消します。

取消理由：

別表（第8条関係）

マスコットキャラクターのイメージ

「ざまりん」は55万本咲くひまわり畑で生まれたひまわりの妖精。
頭はひまわりの花びら、体はひまわりのタネ。
「ざまりん」のぽっこりお腹には、夢と希望の種がいっぱい詰まっているから、おなかにタッチするといいことがあるかも。お腹はぽっこりでも意外と動けるのが自慢だよ♪
全国のみんなに座間市の魅力をお届けしているよ☆

名 前：ざまりん
誕生日：11月3日
住 所：市内のひまわり畑
性 別：不明（妖精に性別はない？）
趣 味：日光浴、お絵かき
特 技：ダンス、一輪車

